

## 外国人入浴拒否は差別

### 小樽の施設に 300 万円賠償命令

北海道小樽市内の大型温泉施設の利用を拒否された外国出身の男性 3 人が「人種差別撤廃条約や法の下での平等を定めた憲法に反する」として、施設の運営会社と市に損害賠償などを求めた訴訟で、札幌地裁は 11 日、計 300 万円の支払いを施設側に命じる判決を言い渡した。坂井満裁判長は「施設側の行為は人種差別にあたり、原告は人格権を侵害された」と述べた。市の責任については「私人間の人種差別を終わらせる法的義務は市にはない」と否定した。

米国出身で日本国籍を取得した空知支庁南幌町の大学講師有道出人（あるどう・でびと）さん（37）と、札幌市に住む米国籍とドイツ国籍の男性 2 人が「人間としての尊厳を傷つけられ、人格的名誉を侵害された」として計 600 万円の支払いを求めている。

判決によると、「小樽天然温泉 湯の花 手宮殿」は 98 年 8 月から「外国人の方の入場をお断りいたします。」との張り紙を掲示。3 人は 99 年から翌年にかけてそれぞれ施設を訪れた際、従業員から利用を拒否された。「湯の花」は市の指導などに基づき、01 年 1 月以降、「マナーを守る」「日本語が理解できる」などの条件付きで外国人の入浴を認めている。

（朝日新聞 2002 年 11 月 12 日 朝刊より）